

愛 媛 県 報

発行 愛媛 場

令和5年1月10日火曜日 第372号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定納付受託者の指定(
落札者等の告示 (2件)(")	1
愛媛県公衆浴場入浴料金審議会規程の一部改正	(薬	務衛生課)	2
知事指定薬物の指定の失効	(")	2
愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の一部改正	(農	地整備課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(3件)				
解除予定保安林にする旨の通知				
保安林の指定				
公有水面埋立免許				
公共測量の実施の通知	(道	路維持課)	5
都市計画の変更案の縦覧(9件)	(都	市計画課)	6
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(東				
指定道路の指定(2件)(東予地方局				
開発行為に関する工事の完了(中	·予地方局建	築指導課)	9
選挙管理委員会告示				
愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管	理委員会)	9

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。 令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳 入等	納付の委託を受けるこ とができる期間	指定年月日
S Bペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	電子申請システムを利用した行政手 続に係る手数料等	令和5年1月11日から 令和5年3月31日まで	令和 4 年10月 5 日

○愛媛県告示第3号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
都市リスクの解析等業務一式	愛媛県企画振興部デジ タル戦略局スマート行 政推進課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和 4 年11月24日	三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河 台3-9	200 000 000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第4号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
オンデマンド型交通システム導入等業務 一式	愛媛県企画振興部デジ タル戦略局スマート行 政推進課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和 4 年11月11日	株式会社アイシン 愛知県刈谷市朝日町 2 - 1	34 ,175 ,205円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第5号

愛媛県公衆浴場入浴料金審議会規程(昭和38年11月愛媛県告示第884号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(構成)	(構成)
第2条 省略	第2条 省略
2 · 3 省略	2 · 3 省略
4 委員の任期は、 <u>第2項第1号</u> に掲げる者のうちから任命される	4 委員の任期は、第1項第1号に掲げる者のうちから任命される
委員を除き2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の	委員を除き2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。	残任期間とする。
第4条 省略	第4条 省略
2 · 3 省略	2 · 3 省略
4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を	4 副会長は、会長を助け、会長事故あるときは その職務を
代理する。	代理する。

○愛媛県告示第6号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) 2 (3 メトキシフェニル) 2 [(プロパン 2 イル)アミノ]シクロヘキサン 1 オン及びその塩類
- (2) N-メチル-1-(5-メチルチオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 2 { 2 (4 エトキシベンジル) 1 H ベンゾ [d] イミダゾール 1 イル} N, N ジエチルエタン 1 アミン及びその塩類

- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
- (5) N (1 アミノ 1 オキソ 3 フェニルプロパン 2 イル) 1 ブチル 1 H インダゾール 3 カルボキシアミド及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日 令和 4 年12月26日

○愛媛県告示第7号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程(昭和47年11月愛媛県告示第1093号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補助事業の内容等)	(補助事業の内容等)
第3条 省略	第3条 省略
2 前項に定めるもののほか、次に掲げる業務は、必要に応じ補助	2 前項に定めるもののほか、次に掲げる業務は、必要に応じ補助

事業として実施することができる。

- (1) (2) 省略
- (3) 財産管理制度活用
- (4) 省略
- (5) 省略
- <u>(6)</u> 省略
- <u>(7)</u> 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- 3 省略

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内(第1号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の65以内)、中山間地域農業農村総合整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の55以内(同号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の60以内)、農地中間管理機構関連農地整備事業及び中山間地域農業農村総合整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50以内(次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内)とする。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 急傾斜地帯(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)<u>第</u> 50条第14項の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基 準に該当する地域をいう。)
 - (8) 省略

(書類の作成及び保管)

- 第13条 補助事業者は、次 に掲げる書類を作成し、換地処分 の公告年度まで保管しなければならない。
- (1)~(9) 省略
- ⑩ 農地中間管理権等調書
- (11) ~ (14) 省略
- (近) 第3条第2項第3号の業務を実施した地区にあつては、財産 管理制度活用調書
- (16) 第3条第2項第4号の業務を実施した地区にあつては、地区 内ゾーン設定図
- (近) 第3条第2項第6号の業務を実施した地区にあつては、創設 農用地・増歩換地取得調書
- (18) 第3条第2項第7号の業務を実施した地区にあつては、非農 用地生み出し促進対策調書
- (19) 第3条第2項第8号の業務を実施した地区にあつては、交換 分合実施予定地区調書
- <u>②</u> <u>第3条第2項第9号</u>の業務を実施した地区にあつては、換地 計画素案及び換地予定地図
- ②1 第3条第2項第10号の業務を実施した地区にあつては、利用 権設定申出実績調書

附 則

- 4 省略
- 5 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域において行 う農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整 備事業に係る補助事業に要する経費に関する補助金の額は、第4 条及び前項の規定にかかわらず、令和7年度までに実施される補

事業として実施することができる。

- (1) (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- **(6)** 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- 3 省略

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内(第1号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の65以内)、中山間地域農業農村総合整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の55以内(同号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の60以内)、農地中間管理機構関連農地整備事業及び中山間地域農業農村総合整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50以内(次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内)とする。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 急傾斜地帯(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)<u>第</u> 50条第12項の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。)
 - (8) 省略

(書類の作成及び保管)

- 第13条 補助事業者は、次<u>の各号</u>に掲げる書類を作成し、換地処分 の公告年度まで保管しなければならない。
 - (1)~(9) 省略
 - ⑴ 利用権等調書
 - (11) ~ (14) 省略
 - (15) 第3条第2項第3号の業務を実施した地区にあつては、地区 内ゾーン設定図
 - (16) 第3条第2項第5号の業務を実施した地区にあつては、創設 農用地・増歩換地取得調書
 - (17) 第3条第2項第6号の業務を実施した地区にあつては、非農 用地生み出し促進対策調書
 - (18) 第3条第2項第7号の業務を実施した地区にあつては、交換 分合実施予定地区調書
 - (19) <u>第3条第2項第8号</u>の業務を実施した地区にあつては、換地 計画素案及び換地予定地図
 - <u>②</u> 第3条第2項第9号の業務を実施した地区にあつては、利用 権設定申出実績調書

附則

4 省略

助事業に係るものにあつては、定額とする。

○愛媛県告示第8号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町中津1279から1284まで、1289、1296から1299まで、1301、1303から1306まで、1308から1311まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 肱川町中津1279、1280、1283、1284、1289、1296、1297 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第9号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市柳沢甲387の1、甲387の3、乙651の1、乙651の2、乙652の1、乙654の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第10号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字生田2393から2396まで、2398から2400まで、2401の1、2401の2、2402、2403、2404の1から2404の4まで、2405から2408まで、2420から2422まで、2423の1から2423の3まで、2424、2425、2438から2440まで、2457

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字生田2401の2・2404の1・2422・2423の1から2423の

大字生田24010) 2 ・24040) 1 ・2422・24230) 1 から24230) 3 まで・2425・2438から2440まで(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第11号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

宇和島市・南宇和郡愛南町(以上2市町国有林。次の図に示す 部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

四国中央市富郷町津根山乙440の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第13号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和5年1月10日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号

代表者 四国中央市長 篠原 実

愛媛県四国中央市金生町下分121番地 2

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

四国中央市川之江町4110番から4236番3を経て4087番60に 至る地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を直線で結んだ線及び2点と1点を結ぶ令和3年秋分の満潮位(C.D.L.+399m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(愛媛県四国中央市川之江町1087番4、国土地理院「川之江」三等三角点)は、北緯34度00分46 8031秒、東経133度34分02 5623秒の地点

1点は、基点から真北297度17分25秒、511 *4*58メートルの 地点

2 点は、1 点から真北27度41分53秒、430 98メートルの地点

ウ 面積

184 233 .18平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

四国中央市川之江町4110番から1087番4を経て4087番60に 至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(愛媛県四国中央市川之江町1087番4、国土地理院「川之江」三等三角点)は、北緯34度00分46 8031秒、東経133度34分02 5623秒の地点

A点は、基点から真北291度08分48秒、499.708メートルの

地点

B点は、A点から真北207度41分56秒、46 .63メートルの地 点

C点は、B点から真北297度41分53秒、215.00メートルの 地点

D点は、C点から真北27度41分53秒、630 98メートルの地 占

E点は、D点から真北117度41分53秒、215 00メートルの 地占

F点は、E点から真北207度41分54秒、51.85メートルの地 点

G点は、F点から真北127度56分52秒、349 50メートルの 地点

H点は、G点から真北31度17分43秒、112.70メートルの地 占

I点は、H点から真北111度33分07秒、139.05メートルの 地点

J点は、I点から真北206度06分57秒、292 39メートルの 地点

K点は、J点から真北233度27分59秒、141.65メートルの 地点

L点は、K点から真北201度41分16秒、150.07メートルの 地点

M点は、L点から真北253度31分41秒、133 33メートルの 地点

ウ 面積

396 970 .10平方メートル

3 埋立地の用途

用途	配置	規模
保管施設用地	埋立地の北西側に位置	約6 8ha
制件禁田中	埋立地の中央部に位置	約5 8ha
製造業用地	埋立地の東側に位置	約2 5ha
建設業用地	埋立地の南側に位置	約1 2ha
緑地	埋立地の東端に位置	約1 .1ha
送 85 田 #	製造業用地 と製造業用地 の間に 位置	約0 9ha
道路用地	製造業用地 と緑地の間に位置	0 .1ha未満
護岸用地	埋立地の北西側に位置	0 .1ha未満

4 埋立免許年月日

令和 4 年12月26日

○愛媛県告示第14号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和4年11月16日から

令和5年7月31日まで

3 作業地域 愛媛県四国中央市金生町下分 地内

○愛媛県告示第15号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

新居浜都市計画道路3・2・2新居浜バイパス線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 新居浜市船木字坂ノ下、船木字下長野、光明 寺一丁目、光明寺二丁目及び東田三丁目の各 一部
- (2) 削除する部分 新居浜市船木字坂ノ下、船木字下長野、光明 寺一丁目、光明寺二丁目及び東田三丁目の各 一部

○愛媛県告示第16号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称新居浜都市計画道路3・4・5磯浦阿島線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 新居浜市一宮町一丁目、繁本町、東雲町一丁 目及び桜木町の各一部

○愛媛県告示第17号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 新居浜都市計画道路3・4・6駅前郷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 新居浜市庄内町六丁目の一部
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第18号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
新居浜都市計画道路	新居浜都市計画道路
3 · 6 · 20宇高西筋線	3 · 4 · 20宇高西筋線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 新居浜市桜木町、宇高町一丁目、宇高町二丁 目、宇高町三丁目及び高津町の各一部
- (2) 削除する部分 新居浜市宇高町四丁目、松の木町、沢津町三 丁目及び宇高町三丁目の各一部

○愛媛県告示第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画道路	新居浜都市計画道路
3 · 6 · 25上泉萩生線	3・6・25上泉萩生線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
広見都市計画道路	広見都市計画道路
・3・1 泉橋本町線	3・5・1永野市栄町線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 鬼北町大字永野市の一部
- (2) 削除する部分 鬼北町大字出目、大字永野市及び大字近永の

各一部

○愛媛県告示第21号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画道路 ・3・2 栄町芝線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 鬼北町大字近永、大字奈良、大字芝及び大字 中野川の各一部

○愛媛県告示第22号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 広見都市計画道路 ・小・2 永野市線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 鬼北町大字永野市の一部

○愛媛県告示第23号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 広見都市計画道路 ・小・3 奈良通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 鬼北町大字奈良の一部

○愛媛県告示第24号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び 新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。 令和5年1月10日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友重機械工業株式会社 東京都品川区大崎2-1-1

代表取締役 下村 真司

2 事業場の名称及び所在地

- 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場 新居浜市惣開町 5 - 2
- 3 特定施設に関する事項
- (1) **DF-1**

特定施調	设の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第 1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設
特定施言	みの能力	風量1分当たり4.1立方メートル処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着工後10日後程度
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	8 時 ~ 17時
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	10分
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 5
	浮遊物質 1 (リッきリンション) ラム)	通常 6 最大 30
を 全有量 (単一 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 5 最大 20
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 1 最大 3
 汚水等の1E	日当たりの量	通常 0.07×10 ⁻³
(単位 立方	ラメートル)	最大 0 .14 × 10 ^{- 3}

備考 汚水等はすべて回収し、産業廃棄物として処理する。

(2) SC - 1

特	定	施	設	တ	種	類	政令別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施 設
特	定	施	設	Ø	能	カ	風量1分当たり1立方メートル処理
I	事の	着	手予	定	年月	日	許可後直ちに
I	事の	完	成予	定	年月	日	着工後10日後程度

使用開始の	予定年月日	完成後直ちに				
特定施設の使用時間間隔		8 時~17時				
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	8時間				
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	なし				
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0				
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 5				
IE	ジャップ	通常 6 最大 30				
	室素単 1 リッきリ フム)	通常 5 最大 20				
	りん含有量 (単位 リット リッ ラム)	通常 1 最大 3				
'	日当たりの量 ラメートル)	通常 0.03×10 ⁻³ 最大 0.06×10 ⁻³				

備考 汚水等はすべて回収し、産業廃棄物として処理する。

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) 汚水処理施設

設 置 垒	 ■ 月 日	平成12年12月31日				
処理施設の利	重類及び型式	物理化学的処理				
処理施 記	设 の 構 造	コンクリート製				
処理施設の)主要寸法	縦 29,000ミリメートル 横 19,000ミリメートル 高さ 6,500ミリメートル				
処 理 施 記	设 の 能 力	1日当たり1,700立方メートル処理				
汚水等の処	処理の方式	凝集浮上分離、砂ろ過、活性炭				
処理施設の値	使用時間間隔	連続				
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間				
処理施設の使用 の概要	月の季節的変動	なし				
処理施設に	項 目	処理前 処理後				
よる処理前 及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常 6.0~8.0 通常 6.0~8.0				
の汚水等の	指数)	最大 6.0~8.0 最大 6.0~8.0				
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常 15 2 通常 6				
11E	位 1リットルにつき ミリグラム)	最大 30.8 最大 15				

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	15 30	通常最大	5 15	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	5	通常	5	
	つきミリグ ラム)	最大	20	最大	20	
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	1	通常	1	
	つきミリグ ラム)	最大	3	最大	3	
汚水等の1 [日当たりの量	通常	635	通常	635	
(単位 立方	5メートル)	最大	720	最大	720	

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量
 - (1) 工場排水口(No.16)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大		0 ~ 8 .0 0 ~ 8 .0
	化学 要量 位 位 1 リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	2 3	
	浮遊物質量	\Z\4		
	(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常量大	2 5	
	窒素含有量 (単位 1	通常	5	
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	20	
	りん含有量 (単位 1	通常	1	
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	3	
汚水等の1 E	日当たりの量	通常	2 <i>4</i> 54	
(単位 立方	5メートル)	最大	2 ,612	

備考 この他に、雨水専用排水口が15箇所ある。

○愛媛県告示第25号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

- 141. - C. (11 - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - -

令和5年1月10日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

- 1 指定道路の種類
 - 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
 - 令和 4 年12月21日
- 3 指定道路の位置
 - 四国中央市中之庄町字光明1326番1の一部及び1348番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 43.18メートル
- (2) 幅員 6.04メートル

○愛媛県告示第26号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年1月10日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

- 1 指定道路の種類
 - 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日 令和 4 年12月22日

- 3 指定道路の位置 四国中央市金生町下分字大道1631番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 23.64メートル
- (2) 幅員 4.04メートル

○愛媛県告示第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和5年1月10日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建(開)第39号	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	松山市余戸西 1 丁目 7番25号 ヴォアベール B - 101号
伊予郡松前町大字上高柳字丸田219番 1 令和 4 年12月27日		水 元 淳 平 水 元 由理佳

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

令和4年11月20日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 令和5年1月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行 愛媛県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 32,131,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村時広	所属党派	無所	属	令和 期間	4年10月17日から	第 1 回分
出納責任者氏名	 浮 穴 義 夫					4年12月1日まで	来·四刀
収入				支出	1		
主たる寄附				人件費			510 ,000円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費			250 ,000
ドラフト・ポリシィー2	21		1 ,000 ,000円	選挙事	務所費		250 ,000
愛顔えひめの会			321 ,000	集合	会場費		0
中村時広連合後援会維持	新会		544 ,000	通信費			0
				交通費			346 <i>4</i> 90
				印刷費			1 ,131 ,250
				広告費			242 ,000
				文具費			0
				食糧費			255 585
その他の寄附		0 件	0	休泊費			237 ,700
その他の収入			000,000 8	雑 費			73 ,691
今 回 計			4 865 000	今 回	計		3 ,046 ,716
総計			4 865 000	総	計		3 ,046 ,716
		項	目				金額

		項	目	金	額
 支出のうち公費負担相当額	ビラの作成				115 ,950円

	1月10日		5	牧		第372号	
	ポスターの作成						778 800
			計				894 ,750P
	I						
報告書受理年月日		令和	4年12月5日		第 1 回 報	告 分	
候補者氏名	林 紀子	所属党派	日本共	産党	令和4年11月 期間 3~~~~~~~~		1回分
出納責任者氏名	中 尾 暁 子				^{*** 1} 令和 4 年11月	2日まで	, , ,
収入				支出			
主たる寄附				人件費			0
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費			34 ,000
日本共産党愛媛県委員会	<u> </u>		1 830 590円	選挙事	事務所費		34 ,000
日本共産党東予地区委員	会		17 ,000	集合	会場費		0
				通信費			0
				交通費			0
				印刷費			1 ,680 ,490
				広告費			133 ,100
				文具費			0
				食糧費			0
その他の寄附		0 件	0	休泊費			0
その他の収入			0	雑 費			0
今 回 計			1 847 590	今 回	計		1 ,847 ,590
総計			1 ,847 ,590	総	計		1 ,847 ,590
		項	目			金	額
支出のうち公費負担相当	ビラの作成						OF
メ叫い ノラム貝貝担付ヨ	ポスターの作成						OF
			計				0P
		۵.۲۵	4年11月28日		第 1 回 報	# /\	

10 令和5年1月10日 発行